

## 山形県と東日本高速道路株式会社との包括的連携協定書

山形県（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化することについて、次のとおり包括的連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙とが相互に連携して、双方の資源を有効に活用し、山形県内における地域の活性化を図るとともに、高速道路、サービスエリア・パーキングエリアにおける質の高いサービスの提供等を通じて、利用者の利便性の向上、利用拡大を図ることを目的とする。

## （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 観光の振興とおもてなしの推進に関すること。
- (2) 山形県産品の情報発信と消費拡大に関すること。
- (3) 防災対策と救急医療に関すること。
- (4) 高速道路の魅力向上と広報に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 技術連携に関すること。
- (7) その他本協定の目的に沿うこと。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議を行うものとする。

3 甲及び乙は、その成果、今後の推進方法等に関し、必要に応じて推進会議により協議を行うものとする。

なお、推進会議の運営等に関しては別途定めるものとする。

## （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年12月17日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

## （その他）

第4条 本協定に定めのない事項、又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときには、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月17日

甲 山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都千代田区霞ヶ関三丁目3番2号  
東日本高速道路株式会社  
代表取締役社長

廣瀬 博